

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

「支え愛 黒田庄」の郷づくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

西脇市

## 3 地域再生計画の区域

西脇市の区域の一部（黒田庄地区）

## 4 地域再生計画の目標

西脇市は、東経 135度と北緯35度が交差する「日本のへそ（中心）」のまちである。平成17年10月1日に旧西脇市と多可郡黒田庄町との合併により、新しい西脇市としてスタートし、総面積は、132.47km<sup>2</sup>、人口45,396人となった。その中で、旧黒田庄町であった黒田庄地区は西脇市の北部に位置している。地区の中央部には県下最大の河川である加古川が南流し、それに沿って国道175号、JR加古川線が走っている。美しい山々と水に囲まれた田園風景が広がり、昔からまとまりの良い町として、人々が助け合いながら暮らしてきた。

このような中、昨今の障害者自立支援法の施行をはじめとした一連の障害者施策に係る法制度の改革により、障害者への施策が障害者の自立を支援する方向へと方針転換が行われた。西脇市では、身体障害者手帳をはじめとする各種の障害者手帳を所持している人数は、2,183人と全人口の4.8%を占めており、その割合は年々増加傾向にある。そのため、障害者自立のための施策を速やかに展開していくことが急務となっている。

それに対応するため、西脇市では、「障害のある人もない人も、互いを尊重し合い、ともに助け合い、支え合いながら、その人らしく自立した生活を送ることができる社会の実現」を基本理念に、平成19年2月「西脇市障害者基本計画・障害福祉計画」を策定した。

「支え愛 黒田庄」の郷づくり計画は、「西脇市障害者基本計画・障害福祉計画」が目指すところである「障害のある人が普通に暮らせる地域社会」を構築することが目的である。具体的には、障害者の日常生活・社会生活を長期的に支える支援体制の整備・充実を図るため、精神障害者を主とした「精神障害者地域活動支援センター」を設置し、これを拠点に、地域における精神障害者等に対する支援体制の充実を図り、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整を図るとともに、相談支援機能強化事業等をはじめ、障害者の社会復帰に向けた支援体制を整える。

しかし、「精神障害者地域活動支援センター」の設置には、多額の市の負担が予想される。そこで地域再生計画の支援措置を活用することで、遊休化している「黒田庄保健センター」を転用し負担の軽減を図る。それにより、障害者自立のための各種施策を促進する。

また、地域住民と障害者との間の、心の垣根を取り去るための関連事業も実施することで、地域が助け合い生きていくことを支援する。

これにより、「支え愛 黒田庄」の郷づくり計画の目的を達成する。

- 目標 1 相談支援体制の充実 相談件数の増加（28件/月→60件）
- 目標 2 精神障害者地域活動支援センター通所者数の増加（25人→30人）
- 目標 3 就労支援事業（就労継続B型）の実施（0人→20人）

※「支え愛 黒田庄」とは、地域福祉地区別市民懇談会の黒田庄地区における懇談会の愛称であり、地域を上げて支え愛の土壌を育み、まちを活性化していこうとする住民の思いから名づけられた愛称を計画名にした。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

障害者自立支援法では、障害者施設に依存していた障害者の地域移行が求められている。「黒田庄保健センター」を「精神障害者地域活動支援センター」として転用し、これを拠点に、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整を図りながら、精神障害者の地域生活を支援するとともに、地域生活への移行支援のために事業を充実・強化する。障害者が地域において自立した生活を送ることができるようにするためには、障害者本人が経済的に自立すること、そして、働くことを通じて社会の一員としての役割を果たし、生きがいを持つことが必要である。そのためには、障害者一人ひとりの能力に応じた職業訓練・技能訓練を行い、就業に必要な技能の習得・向上を図るとともに、社会への適応能力の向上を図ることが必要である。そのために、以下の取組を進める。

#### (1) 相談支援体制の充実

精神障害者等から医療・福祉等に関する相談に応じて、必要な指導、助言を行うと共に、障害者の個々の幅広いニーズを的確に把握し、地域で生活するための様々な地域の社会資源の間に立って具体的に調整することが必要である。相談支援機能強化事業の実施と共に、地域自立支援協議会の活用等、住み慣れた地域での生活を総合的に支えるシステムの構築及び相談体制の充実を図る。

#### (2) 精神障害者地域活動支援センター事業

在宅の精神障害者等に、創作的活動、生産活動等を通じて、社会適応訓練等を行うことが社会復帰の第一歩となると考える。相談支援等を通じて、在宅で外出の困難な障害者等が気軽に通所できるよう呼びかけを行うと共に、個々の障害の程度、特性、能力等に応じた創作的活動、生産活動の機会を提供する。社会との交流事業や日常生活支援を充実すると共に、精神障害者の憩いの場としての居場所づくりと、仲間ができ、楽しみを持って地域生活を過ごせるよう文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動などへの参加の機会を提供する。

また、精神障害者地域活動支援センター機能強化事業の充実を図り、精神障害者拠点施設としての基盤整備づくりを目指す。

#### (3) 就労支援事業の実施

就労を通じて、障害者が社会参加を果たすとともに自己実現を図り、社会の一員として自立した生活を送ることができるようにするため、一般の企業等で働くことが困難な人に対して、就労の機会の提供や生産活動等その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上を図るための訓練を実施する。また、障害者一人ひとりの心身の状態と希

望に応じた、就労に必要な知識や技能を習得するための訓練を実施する体制を整備し、働く意欲や能力のある障害者の就労支援事業の充実を図る。

さらに、地域住民ボランティアの育成、障害者等に対する理解促進を図るための普及啓発等の関連事業を実施し、地域の活性化とコミュニティの再生を目指す「支え愛 黒田庄」の郷づくりの実現を図る。

## 5-2 法第4章の特別措置を適用して行う事業

### (1) 地域再生計画の概要

合併により遊休施設となっている「黒田庄保健センター」を「精神障害者地域活動支援センター」として活用する計画である。

- |                 |                                      |
|-----------------|--------------------------------------|
| (2) 施設種別        | 保健衛生施設                               |
| (3) 補助事業者名      | 兵庫県西脇市（旧黒田庄町）                        |
| (4) 施設名         | 西脇市黒田庄保健センター                         |
| (5) 定員          | なし                                   |
| (6) 設置主体        | 兵庫県西脇市（旧黒田庄町）                        |
| (7) 所在地         | 兵庫県西脇市黒田庄町前坂2139番地                   |
| (8) 国庫負担（補助）金   | 21,748,000円（対象事業費 62,500,000円）       |
| (9) 総事業費        | 118,994,800円                         |
| (10) 国庫補助（負担）年度 | 昭和62年度                               |
| (11) 処分制限期間     | 50年                                  |
| (12) 経過年数       | 20年                                  |
| (13) 建築構造       | 保健センター 鉄筋コンクリート2階建<br>車庫 鉄骨造平家建      |
| (14) 建物延面積      | 保健センター 延床面積 652.24㎡<br>車庫 床面積 85.00㎡ |
| (15) 処分区分       | 転用                                   |
| (16) 処分内容       | 保健センターを精神障害者地域活動支援センターへ転用            |
| (17) 処分予定年月日    | 地域再生計画の認定後の転用条例の施行日                  |
| (18) 処分の理由      |                                      |

昭和62年度に旧黒田庄町において「黒田庄保健センター」を建設し、職員も配置し、各種保健事業を行ってきたが、平成17年10月に旧西脇市との合併により、効率化の観点から、旧西脇市が建設した「西脇市健康づくりセンター」で保健事業を一元的に行うこととした。このため、黒田庄保健センターは、現在、町ぐるみ健診、介護予防事業等で年10数日の利用状況となっている。合併に伴う遊休施設の有効活用を図るために、「精神障害者地域活動支援センター」として整備するものである。

### (19) 処分が承認されない場合に危惧される事項

合併により類似施設があるため、現状の保健センターでは利用が見込めない。既に施設が遊休化しており、地元住民から、施設の有効活用を求める声も上がると危惧される。また、障害者自立支援法の施行により、精神障害をはじめとした障害者支援のための施設整備が必要となっており、働く意欲のある障害者の就労支援事業等が地域において早

期に実施されることが求められている。これら施設の整備には市の財政的負担も大きくなり、障害福祉計画等を推進する上からも事業の早期実施に向けた取組が遅れると危惧される。

(20) 転用前の施設の利用者の処遇

黒田庄保健センターで実施している保健事業は、他施設で代替が可能であり、支障はない。具体的には、隣接する黒田庄公民館を利用することで対応する。

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取組

公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】 C0401

【名称】 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

(2) 当該支援措置を受けようとする者

兵庫県西脇市

(3) 繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 借入対象施設名  | 一般単独事業<br>(保健センター建設事業) |
| 借入資金名    | 民間縁故資金                 |
| 借入先      | 三井住友銀行                 |
| 借入金額     | 85,000,000円            |
| 借入年月日    | 昭和63年5月25日             |
| 償還方法等    | 元利均等半年賦                |
| 償還期限     | 平成20年5月25日             |
| 未償還残高    | 6,278,014円             |
| 借入証書記号番号 | なし                     |

(4) 事業の概要

合併により、西脇市内には、同様の事業を行う「西脇市健康づくりセンター」と「黒田庄保健センター」が存在することとなった。効率化の観点から、保健事業は「西脇市健康づくりセンター」で行うこととしたため、「黒田庄保健センター」は遊休化している。他方で、精神障害者を主な対象とした「障害者地域活動支援センター」の整備が求められているため、「黒田庄保健センター」を転用することでそれに対応する。具体的には、「精神障害者の社会復帰対策の推進」（厚生労働省社会・援護局保健福祉部精神保健福祉課所管施策）を踏まえ、精神障害者に対する支援体制づくりという観点から、障害者が地域において自立した生活を送るための支援や、障害者一人ひとりの能力に応じた技能訓練等を行い、就業に必要な技能の習得・向上を図るとともに、そこを拠点に、障害者の医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整を行う。

さらに、地域住民ボランティア育成、障害者に対する理解促進を図るための普及啓

発等の事業を実施し、地域の活性化とコミュニティの再生を目指す「支え愛 黒田庄」の郷づくりの実現を図る。

なお、これらの事業を行うに当たっては、施設については公設民営とし、次の事業を運営できる法人に委託する。

① 相談支援事業

精神障害者等からの相談に応じて、必要な指導、助言を行うと共に、障害者の個々の幅広いニーズを的確に把握し、地域で生活するための様々な地域の社会資源の間に立って具体的に調整する。相談支援機能強化事業の実施とともに、地域自立支援協議会の活用等、住み慣れた地域での生活を総合的に支えるシステムの構築及び相談体制の充実を図る。

② 精神障害者地域活動支援センター事業

在宅の精神障害者等に、相談支援等を通じて、外出の困難な障害者等が気軽に通所できるよう呼びかけを行うとともに、個々の障害の程度、特性、能力等に応じた創作的活動、生産活動の機会を提供する。

また、精神障害者地域活動支援センター機能強化事業の充実を図り、精神障害者拠点施設としての基盤整備づくりを目指す。

③ 就労支援事業の実施

一般の企業等で働くことが困難な人に対して、就労の機会の提供や生産活動等その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上を図るための訓練を実施する。また、障害者一人ひとりの心身の状態と希望に応じた、就労に必要な知識や技能を習得するための訓練を実施する体制を整備し、働く意欲や能力のある障害者の就労支援事業の充実を図る。

### 5-3-2 その他事業

「支え愛 黒田庄」の郷づくり計画を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に実施する。

- (1) 隣接する黒田庄福祉センターの社会福祉協議会との連携を図り、地域ボランティアによる障害者の日常生活における身近な支援を行い、障害者とその人らしく地域で生活できるよう、地域住民との交流や障害に関する認識・理解を深める「ソフト（こころ）のバリアフリー」事業の構築を図る。
- (2) 隣接する心身障害者小規模作業所と連携し、身体・知的・精神の3障害間の垣根を解消する。そのような交流の機会を設けることで、社会参加への準備の機会を作る。また、黒田庄公民館等を利用し、スポーツ活動などの各種支援策を連携させ支援事業実施の効果を高める。

## 6 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで

## 7 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、学識経験者、障害者団体関係者、社会福祉事業関係者等からなる「西脇市障害者計画・障害福祉計画推進会議(仮称)」が、毎年、達

成状況の評価や改善すべき事項の検討を行う。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
特になし。